

船舶事故調査報告書

平成24年4月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年3月13日（日） 06時30分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港沖 高知市所在の高知灯台から真方位112° 2,690m付近 (概位 北緯33° 29.2′ 東経133° 36.0′)
事故調査の経過	平成23年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 小型兼用船 ^{かいこう} 快幸、4.9トン KO3-19526（漁船登録番号）、個人所有 11.78m (Lr) × 2.71m × 0.89m、FRP ディーゼル機関、209kW、平成4年10月4日 B 漁船 ^{ほうざん} 宝山丸、4.69トン KO3-10188（漁船登録番号）、個人所有 9.70m (Lr) × 2.20m × 1.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和45年10月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年2月10日 免許証交付日 平成20年1月16日 (平成25年2月5日まで有効) B 船長B 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成19年6月19日 (平成24年6月18日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、高知港沖にある釣り場に向け、約18ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により南南東進した。 船長Aは、高知港沖の南防波堤を通過する際、右舷前方に約5隻の漁船を認めたが、船首方には他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、操舵室左舷側にあるGPSプロッターと漁業無線の調整を行いながら航行中、平成23年3月13日06時30分ごろ、A船の船首部とB船

	<p>の左舷中央部とが衝突し、A船がB船に乗り上がった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、高知港沖において、さわら漁を開始した。</p> <p>B船は、竿に付けた釣り糸を引きながら約4knの速力で東北東進中、船長Bが、操縦席後方にあるネットローラーの前で船尾方を向いた姿勢で両舷に竿を張り出していたところ、左舷方至近に迫ったA船に気付いたが、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船に乗り移り、B船は、A船により高知市御^み壱^ま瀬^せ漁港までえい航された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：06時20分ごろ</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、レーダーを0.25海里レンジで作動させていたが、見ていなかった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、高知港沖を南南東進中、船長Aが、船首方には他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い込み、操舵室左舷側にあるGPSプロッターと漁業無線の調整を行い、見張りを行っていなかったことから、前路で操業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高知港沖を東北東進中、船長Bが、両舷に張り出した竿に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が至近に接近するまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、高知港沖を南南東進中、船長Aが、船首方には他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い込み、操舵室左舷側にあるGPSプロッターと漁業無線の調整を行い、見張りを行っていなかったことから、前路で操業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高知港沖を東北東進中、船長Bが、両舷に張り出した竿に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が至近に接近するまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、高知港沖を南南東進中、船長Aが、船首方には他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い込み、操舵室左舷側にあるGPSプロッターと漁業無線の調整を行い、見張りを行っていなかったことから、前路で操業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高知港沖を東北東進中、船長Bが、両舷に張り出した竿に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が至近に接近するまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、高知港沖において、A船が南南東進中、B船が東北東進中、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りをを行い、操船に専念し、見張りがおろそかになる行動をとらないこと。 								